

大分県報

令和七年
号外（五九）
九月三十日

（火曜日）

目次

教育委員会規則	一
学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正	一
企業局管理規程	二
大分県企業局職員就業規程の一部改正	二
病院局管理規程	三
大分県病院局職員就業規程の一部改正	三
訓令 甲	五
臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正	五
会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正	五
教育委員会訓令甲	五
大分県教育庁等事務決裁規程の一部改正	五
大分県立学校事務決裁規程の一部改正	七
警察本部訓令	七
大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令の一部改正	七
職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程の一部改正	七
職員の育児休業等に関する条例施行規程の一部改正	一〇
企業局訓令	一四
臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正	一四
大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正	一四
病院局訓令	一四
大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正	一四
大分県病院局事務決裁規程の一部改正	一五
大分県病院局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正	一五

○教育委員会規則

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第十一号

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

（学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正）

第一条 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第三項中「の指定期間」を「に規定する指定期間」に改め、同条第六項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第八条の三第二項中「を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「につき」に、「第十九条第一項の規定による部分休業」を「第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）」に、「の育児時間」を「に規定する育児時間（以下「育児時間」という。）」に、「の規定による子育て部分休業」を「に規定する子育て部分休業（次条第一項第一号に掲げる時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に係るものに限る。以下「第一号子育て部分休業」という。）」に、「当該部分休業」を「当該第一号部分休業」に、「当該子育て部分休業」を「当該第一号子育て部分休業」に改める。

第八条の四を次のように改める。

（子育て部分休業）

第八条の四 条例第十一条の四第二項の任命権者が定める時間は、次に掲げる時間とする。

一 一日につき二時間（第一号部分休業、育児時間又は条例第十一条の三第一項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該第一号部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）

二 一年につき、非常勤職員以外の職員にあつては七十七時間三十分、非常勤職員にあつては当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

2 第一号子育て部分休暇の単位は、三十分とする。 3 第一項第二号に掲げる時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に係る条例第十条の四第一項に規定する子育て部分休暇（以下「第二号子育て部分休暇」という。）の単位は、一時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数とする。 一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて必要と認められるとき 当該勤務時間の時間数 二 第二号子育て部分休暇の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて必要と認められるとき 当該残時間数 （大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員に関する規則の一部改正） 第二条 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。 第二十七条第三項中「一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある」を「全ての」に改める。 （大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正） 第三条 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。 別表第二の六の項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同項の休暇の期間の欄を次のように改める。 任用期間において次に掲げる時間を超えない範囲内で必要と認められる時間 一 一日につき二時間 二 一年につき七十七時間三十分 附 則 （施行期日） 1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。 （学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正に伴う経過措置） 2 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則第八条の四第一項の規定の適用については、同項第二号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、「十を」とあるのは「五を」とする。	（大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置） 3 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における第三条の規定による改正後の大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則別表第二の六の項の規定の適用については、同項中「七十七時間三十分」とあるのは、「三十八時間四十五分」とする。	○企業局管理規程	大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和七年九月三十日 大分県企業局長 渡 辺 淳 一 大分県企業局管理規程第七号 大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 大分県企業局職員就業規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。 第七条の二第一項中「第十三条第一項」の下に「、第十八条の三第一項」を、「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。 第十三条第一項第二号の表の備考を削る。 第十八条第一項中「第十八条の四第一項」を「第十八条の五第一項」に改め、同条第六項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。 第十八条の二第二項中「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、「第十九条第一項の規定による部分休業又は」を「第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）」に改め、「平成四年大分県条例第四号」の下に「。以下「育児休業条例」という。」を加え、「の育児時間」を「に規定する育児時間（以下「育児時間」という。）又は次条第一項に規定する子育て部分休暇（同条第二項第一号に掲げる時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に係るものに限る。以下「第一号子育て部分休暇」という。）」に、「当該部分休業又は当該育児時間」を「当該第一号部分休業、当該育児時間又は当該第一号子育て部分休暇」に改める。 第十八条の三第一項中「職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号）」
---	---	-----------------	---

を「育児休業条例」に、「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。 2 子育て部分休暇の時間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、一日又は一年につき次に掲げる時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。 一 一日につき二時間（第一号部分休業、育児時間又は第十八条の二第一項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該第一号部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間） 二 一年につき、非常勤職員以外の職員にあつては七十七時間三十分、非常勤職員にあつては当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間 3 第一号子育て部分休暇の単位は、三十分とする。 第十八条の三に次の一項を加える。 4 第二項第二号に掲げる時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に係る第一項に規定する子育て部分休暇（以下「第二号子育て部分休暇」という。）の単位は、一時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数とする。 一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて必要と認められるとき 当該勤務時間の時間数 二 第二号子育て部分休暇の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて必要と認められるとき 当該残時間数 第十八条の五を第十八条の六とする。 第十八条の四第一項中「申告、請求又は申出（次条において「」及び「」という。）を削り、同条を第十八条の五とし、第十八条の三の次に次の一条を加える。 （妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第十八条の四 企業局長は、育児休業条例第九条の二の措置を講ずるに当たつては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 三 育児休業条例第九条の二の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申	
出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2 企業局長は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、企業局長が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 3 企業局長は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たつては、当該意向に配慮しなければならない。 附則 （施行期日） 1 この規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間における改正後の第十八条の三第二項の規定の適用については、同項第二号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、「十を」とあるのは「五を」とする。 3 企業局長は、施行日前においても、改正後の第十八条の四第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。	○病院局管理規程 大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和七年九月三十日 大分県病院局管理規程第七号 大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程 大分県病院局管理規程（企業局管理規程・病院局管理規程） 大分県病院局長 佐藤昌司

大分県病院局職員就業規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第四項中「第十四条第一項第二号」の下に「、第十九条の三第一項」を加える。

第十九条第一項中「第十九条の四第一項」を「第十九条の五第一項」に改め、同条第六項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、同条第七項を削る。

第十九条の二第二項中「を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「につき」に、「第十九条第一項の規定による部分休業」を「第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）」に、「の育児時間又は第十九条の三第一項の規定による子育て部分休業」を「に規定する育児時間（以下「育児時間」という。）又は次条第一項に規定する子育て部分休業（次条第二項第一号に掲げる時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に係るものに限る。以下「第一号子育て部分休業」という。）」に、「当該部分休業、当該育児時間又は当該子育て部分休業」を「当該第一号部分休業、当該育児時間又は当該第一号子育て部分休業」に改め、同条第四項を削る。

第十九条の三第一項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2 子育て部分休業の時間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、一日又は一年につき次に掲げる時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

一 一日につき二時間（第一号部分休業、育児時間又は第十九条の二第一項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該第一号部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）

二 一年につき、非常勤職員以外の職員にあつては七十七時間三十分、非常勤職員にあつては当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

3 第一号子育て部分休業の単位は、三十分とする。

4 第二項第二号に掲げる時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に係る第一項に規定する子育て部分休業（以下「第二号子育て部分休業」という。）の単位は、一時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数とする。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて必要と認められるとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号子育て部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて必要と認められるとき 当該残時間数

第十九条の五を第十九条の六とする。

第十九条の四第一項中「申告、請求又は申出（次条において「」及び「」という。）」を削り、同条を第十九条の五とし、第十九条の三の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十九条の四 病院局長は、育児休業条例第九条の二の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 育児休業条例第九条の二の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 病院局長は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、病院局長が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 病院局長は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附則

（施行期日）

1 この規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における改正後の第十九条の三第二項の規定の適用については、同項第二号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、「十を」とあるのは「五を」とする。

3 病院局長は、施行日前においても、改正後の第十九条の四第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

○訓 令 甲

大分県訓令甲第十七号

本 地 方 機 関
臨時的使用職員の管理に関する規程（昭和三十七年大分県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

別表第三の六の項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同項の休暇の期間の欄を次のように改める。

- 任用期間において次に掲げる時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
- 一 一日につき二時間
 - 二 一年につき七十七時間三十分

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における改正後の別表第三の六の項の規定の適用については、同項中「七十七時間三十分」とあるのは、「三十八時間四十五分」とする。

大分県訓令甲第十八号

本 庁

令和七年九月三十日

地方 機 関
会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第二十七条第三項中「一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある」を「全ての」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第十一号

教 育 機 関
大分県教育庁等事務決裁規程（昭和四十四年大分県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月三十日

大 分 県 教 育 委 員 会

別表第一の十六の項中「第十九条第三項」を「第十九条第六項」に改める。

別表第二の義務教育課の部の二の項中「臨時措置法施行規則」の下に「、大分県立学校管理規則を「管理規則」を加え、同項中第十八号を第二十二号とし、第十七号を第二十一号とし、第十六号を第二十号とし、同号の前に次の二号を加える。

十八 管理規則第九条の規定に基づき、県立学びヶ丘中学校の準教科書の
使用届を受理すること。 班総括

十九 管理規則第十条の規定に基づき、県立学びヶ丘中学校の教科書及び
準教科書以外の教材使用届を受理すること。 班総括

別表第二の義務教育課の部の二の項中第十五号を第十七号とし、第七号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 無償措置法第十三条第二項の規定に基づき、教科用図書選定審議会の
教育長

大分県報号外（病院局管理規程・訓令甲・教育委訓令甲）

意見を聴いて、県立学びヶ丘中学校において使用する教科用図書の採択を行うこと。

八 無償措置法第十五条の規定に基づき、県立学びヶ丘中学校において使用する教科用図書の種類等の公表を行うこと。

課長

別表第二の義務教育課の部の三の項を次のように改める。

三 県立学びヶ丘中学校の生徒の募集に関する事務

一 県立学びヶ丘中学校の生徒募集要項を決定すること。
二 県立学びヶ丘中学校の生徒の募集に関する説明会その他の事務を処理すること。

教育長
課長

別表第二の義務教育課の部に次のように加える。

四 県立学びヶ丘中学校の休業日に関する事務
この項中大分県立学校管理規則を「規則」という。

一 規則第二条第二項の規定に基づき、休業日に授業を行うことについて承認すること。
二 規則第二条第三項の規定に基づき、休業日の変更届を受理すること。
三 規則第二条第四項の規定に基づき、休業日に授業を行い、又は休業日に休業することについての届出を受理すること。
四 規則第二条第五項の規定に基づき、臨時休業日についての報告を受理すること。

課長
班総括
班総括
班総括

五 県立学びヶ丘中学校の校外行事に関する事務
この項中大分県立学校管理規則を「規則」という。

一 規則第四条第二項の規定に基づき、旅行先が国外の修学旅行について承認すること。
二 規則第四条第三項及び第四項の規定に基づき、旅行先が国内の修学旅行及び修学旅行以外の校外行事についての届出を受理すること。
三 修学旅行計画案を受理し、及び修学旅行具体計画案について事前協議を受けること。
四 修学旅行終了報告書を受理すること。

課長
課長
班総括
班総括
班総括

六 県立学びヶ丘中学校の教科及び教育課程に関する事務
この項中大分県立理規則」、大分県立

一 管理規則第三条第四項の規定に基づき、教育課程についての届出を受理すること。
二 学則第五条第三項の規定に基づき、学期についての届出を受理すること。

課長
課長

中学校学則（平成十八年大分県教育委員会規則第十五号）を「学則」という。

七 県立学びヶ丘中学校の学校運営協議会に関する事務
この項中大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（平成二十六年大分県教育委員会規則第十号）を「規則」という。

一 規則第六条第二項の規定に基づき、学校運営協議会の委員を任命すること。
二 規則第八条第一項の規定に基づき、学校運営協議会の委員を解任すること。
三 規則第十二条第一項の規定に基づき、学校運営協議会に対して指導及び助言を行うこと。

教育長
教育長
課長

別表第二の特別支援教育課の部の十の項中「（平成二十六年大分県教育委員会規則第十号）」を削る。

別表第二の高校教育課の部の三の項中「県立中学校入学者選抜に関する事務」を「県立大分豊府中学校入学者選抜に関する事務」に改め、同項の第一号中「県立中学校入学者選抜要項」を「県立大分豊府中学校入学者選抜要項」に改め、同項の第三号中「県立中学校入学者選抜」を「県立大分豊府中学校入学者選抜」に改め、同部の五の項中「県立中学校」を「県立大分豊府中学校」に改め、同部の六の項中「校外行事に関する」を「県立高等学校及び県立大分豊府中学校の校外行事に関する」に改め、同項の第一号中「班総括」を「課長」に改め、同項の第二号中「第四条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「班総括」を「課長」に改め、同部の七の項中「特別支援学校」の下に「及び県立学びヶ丘中学校」を加え、同項の第三号及び第四号中「県立の中学校」を「県立大分豊府中学校」に改め、同項の第五号中「県立学校」を「県立高等学校」に改め、同部の八の項中「教科及び」を「県立高等学校及び県立大分豊府中学校の教科及び」に、「学則」を「高校学則」、大分県立中学校学則を「中学校学則」に改め、同項の第四号中「学則第六条第三項」を「高校学則第六条第三項及び中学校学則第五条第三項」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第十二号

本 県 立 学 校 庁

大分県立学校事務決裁規程（平成十三年大分県教育委員会訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月三十日

大 分 県 教 育 委 員 会

別表第二の九の項の事務の種類の欄中「転学」の下に「休学」を加え、同項中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

- 五 学則第十四条の二第二項の規定に基づき、休学を許可すること。
六 学則第十四条の三第二項の規定に基づき、休学を取り消すこと。
七 学則第十四条の四第二項の規定に基づき、復学を許可すること。

校 校 校
長 長 長

別表第二の二十九の項中「第十九条第三項」を「第十九条第六項」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第27号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令（昭和43年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月30日

大分県警察本部長 嶋 野 徹

別表第2の6の項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同項の休暇の期間の欄を次のように改める。

任用期間において次に掲げる時間のいずれかを超えない範囲内で必要と認められる時間

- (1) 1日につき2時間
(2) 1年につき77時間30分

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日から令和8年3月31日までの間におけるこの訓令による改正後の別表第2の6の項の規定の適用については、同項中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」とする。

大分県警察本部訓令第28号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月30日

大分県警察本部長 嶋 野 徹

第9条第6項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第9条の2第2項中「を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「につき」に、「第19条第1項に規定する部分休業」を「第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）」に改め、「規定する育児時間」の次に「（以下「育児時間」という。）」を、「規定する子育て部分休業」の次に「（次条第1項第1号に掲げる時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に係るものに限る。以下「第1号子育て部分休業」という。）」を加え、「当該部分休業」を「当該第1号部分休業」に、「当該子育て部分休業」を「当該第1号子育て部分休業」に改める。

第9条の3を次のように改める。

（子育て部分休業）

第9条の3 条例第13条の4第2項の任命権者が定める時間は、次に掲げる時間とする。

(1) 1日につき2時間（第1号部分休業、育児時間又は条例第13条の3第1項に規定する

令和七年九月三十日

大分県警察本部（教育委員会・警察本部訓令）

介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該２時間から当該第１号部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）

(2) １年につき77時間30分

２ 第１号子育て部分休業の単位は、30分とする。

３ 第１項第２号に掲げる時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に係る子育て部分休業（以下「第２号子育て部分休業」という。）の単位は、１時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数とする。

(1) １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて必要と認められるとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第２号子育て部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて必要と認められるとき 当該残時間数

第15条の３第１項中「条例第13条の４に規定する子育て部分休業」を「第１号子育て部分休業」に、「子育て部分休業を行おう」を「所属長に対し、申出を行うとともに、第１号子育て部分休業を受けよう」に改め、「所属長に」を削り、同条第３項中「所属長は、」の次に「第１項及び第２項の申出を受理した場合並びに」を加え、同項を同条第４項とし、同条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２ 職員は、第２号子育て部分休業を受けようとするときは、子育て部分休業承認請求書により、子育て部分休業を始めようとする１月前までに所属長に対し申出を行うとともに、第２号子育て部分休業を受けようとする期間について、その都度、所属長に請求し、承認を受けなければならない。

第20条の３中「第19条から前条まで」を「第18条、第18条の２、第20条及び前条」に改める。

第６号様式の４を次のように改める。

第6号様式の4（第15条の3関係）

(第1面)

子育て部分休業承認請求書

(所 属 長) 殿

年 月 日

(請求者)
所 属
職
氏 名

申出対象期間	年度
--------	----

1 請求に係る子	氏名	続柄	生年月日 年 月 日生 (歳)

2 申出 (当初)	申出の内容 (該当の□にチェック)		所属長 決裁欄
	☐ 1日につき2時間を超えない範囲内 (第1号)		
	☐ 1年につき10日を超えない範囲内 (第2号)		

3 変更 (第1回目)	変更年月日	変更後の内容 (該当の□にチェック)	変更が必要な事情の内容	所属長 決裁欄
		☐ 1日につき2時間を超えない範囲内 (第1号)		
		☐ 1年につき10日を超えない範囲内 (第2号)		

4 変更 (第2回目)	変更年月日	変更後の内容 (該当の□にチェック)	変更が必要な事情の内容	所属長 決裁欄
		☐ 1日につき2時間を超えない範囲内 (第1号)		
		☐ 1年につき10日を超えない範囲内 (第2号)		

1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との親類及び生年月日を証明する書類（戸籍謄本・抄本、医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などいずれか）を添付すること（写しでも可）。

2 第1号子育て部分休業の承認の請求の場合は第2項、第2号子育て部分休業の承認の請求の場合は第4項をこの請求書と併せて作成すること。

3 第1号子育て部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第5面に記入すること。

認請求書に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類を添付し、部分休業を始めようとする1月前までに所属長に対し第2項申出を行うとともに、第2号部分休業を行うとする期間について、その都度、所属長に請求するものとする。 4 前2項の規定は、第3項変更をする場合について準用する。この場合において、前2項中「部分休業を始めようとする」とあるのは「第3項変更後の部分休業を行う」とすると、「第2項申出」とあるのは「第3項変更の申出」と読み替えるものとする。 5 所属長は、部分休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。 6 所属長は、職員から部分休業の承認の請求があった場合には、速やかに承認するかどうかを決定し、当該職員に対して当該決定を通知するものとする。 7 所属長は、第2項申出を受理した場合、第3項変更の申出を受理した場合及び部分休業を承認した場合には、当該部分休業承認請求書の写しを添付して、警務部警務課長に報告するものとする。 (部分休業の失効又は終了の届出) 第10条 部分休業をしている職員は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、育児休業等失効・終了届により、所属長に届け出るものとする。 (1) 産前の休暇を取得した場合 (2) 出産した場合 (3) 当該部分休業に係る子が死亡した場合 (4) 当該部分休業に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該職員の子でなくなった場合 (5) 当該部分休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した場合 (6) 当該部分休業に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。） (7) 当該部分休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合 (8) 当該部分休業に係る子を養育しなくなった場合 (9) 当該部分休業に係る子以外の子について育児休業の承認の請求をしようとする場合 (10) 当該部分休業について第3項変更をした場合 2 所属長は、前項の規定による届出を受理した場合には、当該育児休業等失効・終了届の写しを添付して、警務部警務課長に報告するものとする。 第11条中「前条」を「前条第1項」に改める。	第2号様式中「☐ その他（事由 ☐）」を ☐ 当該部分休業について第3項変更をした。 ☐ その他（事由 ☐）」に改める。 第4号様式を次のように改める。
---	---

第4号様式 (第9条関係)

(第1面)

部分休業承認請求書

(所屬長) 殿

年 月 日

(請求者)
所 属
職 名
氏 名

氏名

年度	申出対象期間
----	--------

年度

		生年月日	
氏名	続柄	年 月	日 生 (歳)
1 請求に係る子			

2 申出 (当初)	☐ 1日につき2時間を超えない範囲内 (第1号) ☐ 1年につき10日を超えない範囲内 (第2号)	所属長 決裁欄
-----------	--	------------

	変更後の内容 (該当の□にチェック)	変更が必要な事情の内容	所屬長 決裁欄
3 変更 (第1回目)	☐ 1日につき2時間を超えない範囲内 (第1号) ☐ 1年につき10日を超えない範囲内 (第2号)		

	変更年月日	変更後の内容 (該当の□にチェック)	変更が必要な事情の内容	所属長 決裁欄
4 変更 (第2回目)		☐ 1日につき2時間を超えない範囲内 (第1号)		
		☐ 1年につき10日を超えない範囲内 (第2号)		

- 1 この請求書には、母姓及び低率子の氏名、請求者としての縁組及び出生日を証明する書類（戸籍簿本・抄本、医師又は助産師が発行する出生証明書、証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生及出生変更証明書など）のいずれかを添付すること（必ずしも可）。
- 2 第1号部分休業の承認の請求の請求書は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第3面をこの請求書と併せて作成すること。
- 3 第1号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

第1号部分休業の承認の請求

(第2面)

[illegible]

第1号部分休業の承認の取消し

(第3面)

[illegible]

第2号部分休業の承認の請求

(第4面)

[illegible]

附 則 (施行期日) 1 この訓令は、令和7年10月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行の日から1月の間に部分休業を行う職員に対するこの訓令による改正後の第9条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「部分休業を始めようとする1月前まで」とあるのは「事前」とする。		本 局 事 業 所	
大分県企業局訓令第九号		○企業局訓令	
臨時の任用職員の管理に関する規程（昭和四十三年大分県企業局訓令第三号）の一部を次のように改正する。 令和七年九月三十日 大分県企業局長 渡 辺 淳 一 別表第三の六の項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同項の休暇の期間の欄を次のように改める。 任用期間において次に掲げる時間を超えない範囲内で必要と認められる時間 一 一日につき二時間 二 一年につき七十七時間三十分		附 則 (施行期日) 1 この訓令は、令和七年十月一日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における改正後の別表第三の六の項の規定の適用については、同項中「七十七時間三十分」とあるのは、「三十八時間四十五分」とする。	
大分県企業局訓令第十号		○病院局訓令	
大分県病院局訓令第七号		本 局 病 院	
大分県病院局臨時の任用職員の管理に関する規程（平成二十年大分県病院局訓令第二号）の一部を次のように改正する。 令和七年九月三十日 大分県病院局長 佐 藤 昌 司 別表第三の六の項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同項の休暇の期間の欄を次のように改める。 任用期間において次に掲げる時間を超えない範囲内で必要と認められる時間 一 一日につき二時間 二 一年につき七十七時間三十分		附 則 (施行期日) 1 この訓令は、令和七年十月一日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における改正後の別表第三の六の項の規定の適用については、同項中「七十七時間三十分」とあるのは、「三十八時間四十五分」とする。	

十五分」とする。

大分県病院局訓令第第八号

大分県病院局事務決裁規程（平成二十三年大分県病院局訓令第第三号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月三十日

大分県病院局長 佐藤 昌司

別表第一の十一の項の次長の欄第十号及び第十一号中「第十九条第三項」を「第十九条第六項」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

大分県病院局訓令第第九号

本 局
病 院

大分県病院局会計年度任用職員に関する規程（令和二年大分県病院局訓令第第五号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月三十日

大分県病院局長 佐藤 昌司

第二十五条第三項中「一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある」を「全ての」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

令和七年九月三十日

大分県報号外（病院局訓令）